# 参議院行政監視委員会 20 年間の活動

## ― 参議院の行政監視機能の充実・強化に向けた取組 ―

安藤 範行 (行政監視委員会調査室)

- 1. はじめに
- 2. 行政監視委員会設置の経緯
- 3. 行政監視委員会の活動内容と活動実績
- 4. 参議院改革協議会での協議
- 5. おわりに

#### 1. はじめに

議会に期待される行政監視機能(国政監督機能)は、国民代表機能、立法機能、審議機能と並ぶ議会の基本的な権能の一つであり、議院内閣制の下では、議会の信任に基づいて行政府である内閣が存立することから、内閣は議会の監視下にあると言える。しかしながら、現代では、行政府の機能が拡大することで議会の地位が相対的に低下する、いわゆる「行政国家現象」が生じており、議会の行政監視機能の実効性を高め、強化することの重要性は増している。

平成24年の政権交代で第2次安倍内閣が発足し、平成26年に実施された総選挙等を経て首相の政権内での影響力が強まる中、平成29年に入ってから、森友学園への国有地売却、国家戦略特区における加計学園による獣医学部の開設申請、南スーダンのPKOに派遣された陸上自衛隊の日報隠蔽などが社会的関心を集め、第193回国会(常会)ではこれらの問題に関し、関係委員会での審議等を通じて、政府に対する質疑が重ねられた。こうした状況に鑑みれば、議会の行政監視機能については、今後とも重要な役割を果たすことが期待される。

参議院では、参議院に期待される行政監視機能を向上させるため、平成10年に行政監視 委員会が設置され、平成30年で20周年を迎えようとしている。本稿では、行政監視委員 会が設置された経緯、活動内容とこれまでの実績を振り返る。

## 2. 行政監視委員会設置の経緯

## (1) 行財政機構及び行政監察に関する調査会の設置

参議院改革を進めるための機関として、原文兵衛議長の下に設置された「参議院改革協議会」「は平成7年6月1日、同協議会小委員会が提出した「調査会の活性化推進」など4項目に関する報告書を了承し、その内容を含む「参議院改革協議会報告書」を答申として議長に提出した。この「調査会の活性化推進」では、4期目となる次期調査会ではついて、新しい国民のニーズに的確に対応できるよう、「行財政機構及び行政監察に関する調査会」を含めた3調査会の名称等を提案しており、これに基づき、第133回国会(臨時会)召集日の平成7年8月4日に「行財政機構及び行政監察に関する調査会」が設置された。同調査会では、当面、行政監察等に視点を置いて調査を行い、必要に応じて行財政機構についても調査を行うこととし、「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」を3年間のテーマにして調査活動を進めた。

## (2) 行財政機構及び行政監察に関する調査会の中間報告

行財政機構及び行政監察に関する調査会が設置され、調査活動が進められていた当時、金融不祥事を始め、薬害エイズ問題や高級官僚の不正な利益取得事件など、不祥事が次々と発覚したことにより、国会が行政に対して監視・監督・統制を強めるべきであるとの世論が高まっていた。平成8年9月27日に衆議院が解散されると、各党は公約の一つに国会等による行政監視機能の強化を掲げて衆議院議員総選挙に臨み、総選挙後の10月31日には、自民党、社民党、新党さきがけの与党三党が結んだ政策合意において、「国会に行政の監視・監督・評価を行う機関を設置するとともに、そのためのスタッフを強化する」との方針が示された。さらに、11月29日には民主党から、総務庁の行政監察局を廃止した上で、国会の附属機関として行政監視院を設置し、両議院の委員会や一定数の議員の要求に応じて監視を行い、その監視結果に基づいて行政監視院が国会に法律の制定等に関して意見具申できるようにする「行政監視院法案」等3が衆議院に提出された。

こうした状況の中、斎藤十朗議長の諮問機関として、我が国の二院制下における参議院の在り方に関する諸問題とその改善策について検討していた「参議院制度改革検討会」が、12月16日に報告書を提出し、その中で、第二種常任委員会4の見直しに当たっては、行財

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 参議院の組織及び運営の改革については、昭和52年以降歴代議長の下に、議長の諮問機関として、改革に関する協議会を設置し、多くの改善策を取りまとめ、成果を上げていた。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 調査会は、6年間という参議院議員の任期に着目し、国政の基本的事項に関して、長期的かつ総合的な調査を行うために設けられる参議院独自の機関であり、おおむね3年を1期として設置される。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 国会に行政監視院を設置するための権限、手続を定める「国会法の一部を改正する法律案」及び「行政監視院法案」と、行政監視院の設立により、所掌事務が重複する総務庁行政監察局を整理しようとする「総務庁設置法の一部を改正する法律案」の3法案が提出された。また、平成9年4月25日には日本共産党から、国会に新設する行政監視院による行政監視の開始の手続及び方法、報告書の提出等について定めた「行政監視院による行政監視の手続等に関する法律案」が衆議院に提出された。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 国会の委員会には、常設の機関として設置されている「常任委員会」と、各議院が特に必要があると認めた 案件等を審査するために設置される「特別委員会」があり、参議院の「常任委員会」には、全府省に対応し た第一種常任委員会(現在は、内閣委員会など11委員会)と第二種常任委員会(現在は、国家基本政策委員 会、予算委員会、決算委員会、行政監視委員会、議院運営委員会、懲罰委員会の6委員会)がある。

政機構及び行政監察に関する調査会において、オンブズマン制度及び請願審査の在り方が 鋭意調査検討されているところであり、その調査結果を踏まえて検討を進めるべきとの内 容が盛り込まれた。これにより、行財政機構及び行政監察に関する調査会には、参議院改 革の一環として、実効性ある報告書を提出することが期待されることになった。

こうした状況を踏まえ、行財政機構及び行政監察に関する調査会は、当面の対応策としての結論を当初計画していた3年より早い時期にまとめることとし、調査会委員間の自由討議などにより議論を重ねた。そして、平成9年5月9日の調査会において、参議院改革の一環として、参議院に期待される行政監視機能を向上させるため、オンブズマン的機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置することを内容とする調査会長案が提示され、大方の調査会委員の了承が得られた。これを受け、行財政機構及び行政監察に関する調査会は6月9日、行政監視等のための機関の設置についての調査会長案(図表1参照)と、同案の立法化に向け適当な措置を講じるよう求める内容を含む調査報告書(中間報告)を取りまとめ、議長に提出した。

#### 図表 1 行政監視等のための機関の設置についての調査会長案の概要

- 参議院改革の一環として、参議院に期待される行政監視機能を向上させるため、 オンブズマン的機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置する。
- 〇 委員会自らが積極的に国政調査権を活用する。調査に当たっては、総務庁が行う 行政監察等を活用する。
- 行政運営の不適切、怠慢などによって生じる苦情を内容とする請願を手掛かりと して調査を行うとともに、これらの請願の有効な処理を行う。

#### <所管事項>

1. 行政監視のための調査

委員会自らが積極的に国政調査権を活用することにより、行政監視に必要な調査を恒常的に行う。

- 2. 「行政監察計画」等についての調査 行政監察計画、行政監察の結果報告書・勧告、及び各省庁の内部監察に関し、調査を行う。
- 3. 苦情請願の審査

不適正行政に対する苦情を内容とする請願(苦情請願)を審査する。その際、委員会の意向を 多様に反映させるために意見書を活用することにより、オンブズマン的な苦情救済の機能を発揮 する。

4. 提案、勧告等

調査の結果、必要と認める事項について、決議の方式による提案、勧告を行うとともに、政策への反映を図る。

## <調査スタッフ>

委員会が行政監視機能を十分に発揮するため、調査スタッフの充実・強化を図る。

(出所)「行財政機構及び行政監察に関する調査報告」(平9.6.9)を基に筆者作成

## (3) 行政監視委員会の設置

斎藤十朗議長は平成9年6月18日、行財政機構及び行政監察に関する調査報告書(中間報告)の取扱いを各会派代表者懇談会に諮り、同懇談会は、その取扱いを議長に一任した。その後、議長は9月29日、行政監視委員会新設のための国会法及び参議院規則の改正を行うよう議院運営委員長に指示した。これを受けて協議が行われた結果、12月5日に「国会法の一部を改正する法律案」が議員立法として提出され、同日の本会議で可決されて衆議院に送付された後、同月11日の衆議院議院運営委員会及び本会議で可決され、成立した。

## 図表2 行政監視委員会の設置に至る経緯

# 平成7年6月 参議院改革協議会において、小委員会が提出した「調査会の活性化推 進」など4つの項目に関する報告書を了承、答申

※ 次期調査会として「行財政機構及び行政監察に関する調査会」など3調査会を 設置する内容を含む報告書

## 平成7年8月

## 行財政機構及び行政監察に関する調査会設置

「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」を テーマに調査

## 平成9年6月

行財政機構及び行政監察に関する調査会 報告書(中間報告)提出

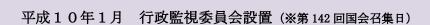
※ 参議院に期待される行政監視機能を向上させるため、 オンブズマン的機能を備えた行政監視のための第二種常 任委員会を設置する旨の調査会長案を含む

# 平成8年12月

# 参議院制度改革検討会 報告書

※ 第二種常任委員会について は、現在、行財政機構及び行政 監察に関する調査会においてオ ンブズマン制度及び請願審査の 在り方が鋭意調査検討されてい るところであり、その調査結果 を踏まえて検討を進めるべきで ある旨

平成9年12月 行政監視委員会新設等を内容とする国会法改正案及び参議 院規則改正案が成立



(出所) 筆者作成

同改正案は、第一種常任委員会の再編を行うとともに、オンブズマン的機能を備えた行政監視のための委員会を、第二種常任委員会として参議院に設置(次期常会の召集日から施行)する内容となっており、行政監視委員会については、委員会自らが積極的に国政調査権を活用するとともに、調査に当たっては、総務庁が行う行政監察等をも活用し、また、行政運営の不適切、怠慢などによって生じる苦情を内容とする請願を手掛かりとして調査を行うとともに、これらの請願の有効な処理を行うとされた。なお、新設される行政監視委員会の委員数及び所管等を参議院規則に定めるための「参議院規則の一部を改正する規則案」は12月12日に提出され、同日の本会議で可決、成立した。

これらの経緯を経て、第 142 回国会(常会)召集日の平成 10 年 1 月 12 日、行政監視委員会が参議院に設置され、活動を開始した。

## 参 考:衆議院決算行政監視委員会設置の経緯

平成8年11月に、民主党から行政監視院法案が提出されたことを受け、12月に「行政監視院法案に関する民主・自民党協働プロジェクト」が設置された。その後、平成9年1月に自民党、社民党、新党さきがけの与党三党による「国会に行政の監視・監督・評価を行う機関を設置するためのプロジェクトチーム」が設置され、民主党との間で協議が進められた。

しかしながら、議院の補佐機関に強力な調査権限を付与し、行政監視の主要な役割を担わせようとする民主党に対し、与党三党は、国会の行政監視機能は国政を負託された国会議員で構成される委員会等で担うべきであり、議院の補佐機関に付与される調査権限には国政調査権との関係から制約があるとし、現在の決算委員会を発展的に改組した上で、新たに「決算行政監視委員会」を設置するよう主張したため調整がつかず、協議は打ち切られることとなった。最終的に与党三党は、衆議院への決算行政監視委員会の設置を盛り込んだ「国会の行政監視機能の強化に関する政策要綱」を取りまとめ、6月12日に同要綱を伊藤宗一郎衆議院議長へ提出し、議長の諮問機関である議会制度協議会で検討するよう申し入れた。そして、衆議院議長からの諮問を受け、議会制度協議会の懇談会で各会派間の協議が進められた結果、改正案要綱が取りまとめられた。

その後、衆議院議院運営委員会国会法改正等に関する小委員会での協議を経て、 12月11日の衆議院議院運営委員会において、決算委員会を改組して新たに決算行政監視委員会を設置すること等を内容とする「国会法等の一部を改正する法律案」並びに新設される決算行政監視委員会の委員数及び所管事項について定めること等を内容とする「衆議院規則の一部を改正する規則案」を委員会提出法律案・規則案とすることが決定され、同月12日に成立した。

これらの経緯を経て、第 142 回国会(常会)召集日の平成 10 年 1 月 12 日、決算 行政監視委員会が衆議院に設置され、活動を開始した。

## 3. 行政監視委員会の活動内容と活動実績

行政監視委員会の所管事項は、参議院規則第74条第15号において、①行政監視に関する事項、②行政評価に関する事項、③行政に対する苦情に関する事項と定められている。 これを踏まえ、行政監視委員会では毎国会、調査事項を「行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査」とすることを決定し、調査活動を進めている。

## (1) 行政監視に関する事項

行政監視委員会では、3つの所管事項のうち、「行政監視に関する事項」について調査を 行うことが多く、おおむね常会において、行政監視の観点からテーマを選定し、政府から の説明聴取・質疑、有識者からの意見聴取・質疑、委員間の自由討議等を行うことによっ て調査が進められている(図表3参照)。

## 図表3 行政監視に関する事項についての調査

- おおむね、常会において行政監視の観点からテーマを選定し、調査を行っている。
- 最近は、包括的に「行政の活動状況に関する件」として調査を行っている。

## 【調査方法】

- ・政府から説明や報告の聴取、 政府に対する質疑
- ・有識者からの意見聴取、 有識者に対する質疑
- ・委員間の自由討議
- 委員会決議
- ・その他(視察、委員派遣)

## <主な調査テーマ>

- ・行政機関の内部監察及び監査の在り方
- ・ 政府開発援助等に関する件
- ・財政投融資対象機関の点検に関する件
- ・警察行政に関する問題に関する件
- ・公務員制度改革に関する件
- ・行政改革と行政の役割分担に関する件 など

(出所) 筆者作成

行政監視委員会設置後の第 142 回国会(常会)では、「行政機関の内部監察及び監査の在り方」をテーマに調査が行われ、その後も「政府開発援助等に関する件」、「財政投融資対象機関の点検に関する件」、「警察行政に関する問題に関する件」、「公務員制度改革に関する件」、「行政改革と行政の役割分担に関する件」など、適宜テーマが設定されている。ただし、時期によっては、時間をかけて取り組む必要のある基本的な行政課題に関する事項を「長期的テーマ」、その時々に生じた国民の関心が高い事項を「短期的テーマ」として区別し、各テーマ別に調査を行っていたこともあれば<sup>5</sup>、テーマを限定せず包括的に「行政の活動状況に関する件」としていることもある。近年は、「行政の活動状況に関する件」をテー

<sup>5</sup> 第 146 回国会参議院行政監視委員会会議録第 1 号 2 頁 (平 11.11.15)

マに、委員の関心に応じて幅広い質疑が行われる傾向にある。

委員会において調査を進めた結果、必要に応じて委員会決議を行うことがある(図表 4 参照)。委員会決議とは、政府に対する要望や運営上の留意点等を内容として、委員会としての意思を内外に表明するものであり、第 142 回国会(常会)の平成 10 年 6 月 17 日には、公務員による不祥事が相次ぐ状況に鑑み調査を進めた結果、服務管理の体制・運用の在り方等に改善すべき問題があるとして、政府に対し、不祥事の再発防止と行政及び公務員に対する信頼回復に向けた取組を求める「国家公務員による不祥事の再発防止に関する決議」が行われた。その後も、「政府開発援助に関する決議」(平 11.8.2)、「警察の信頼回復に関する決議」(平 12.5.22)、「公務員制度改革に関する決議」(平 14.12.11)が行われている。

また、平成9年の国会法改正により、衆参の各委員会は国会法第105条に基づき、調査のために必要があれば会計検査院に対し、特定の事項についての会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができるようになった。これは、国会の行政監視活動をより実効的なものとするため導入されたものであり、行政監視委員会は平成12年3月27日に、第145回国会(常会)に行った「政府開発援助に関する決議」(平11.8.2)の実施状況に関し、上記規定に基づく会計検査の要請を行った<sup>6</sup>。

図表 4 行政監視委員会で行われた行政監視に関する事項についての決議等一覧

委員会開会日	決議等
平成 10 年 6 月 17 日	国家公務員による不祥事の再発防止に関する決議
平成11年8月2日	政府開発援助に関する決議
平成 12 年 3 月 27 日	「政府開発援助に関する決議」の実施状況に関する会計検査要請 → 会計検査院より「政府開発援助に関する決議」の実施状況に関 する会計検査の結果について報告(平 12.11.10)
平成 12 年 5 月 22 日	警察の信頼回復に関する決議
	会計検査院の検査体制の充実強化に関する決議
平成 14 年 12 月 11 日	公務員制度改革に関する決議

(出所) 筆者作成

## (2) 行政評価に関する事項

行政評価機能を担う専門的機関である総務省行政評価局7では、各府省の政策の効果や業

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 会計検査院は平成12年11月10日、参議院議長に対し、「政府開発援助に関する決議」の実施状況に関する 事項について、会計検査院法第30条の2により報告した。

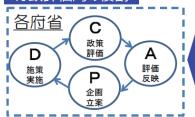
<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 平成13年1月の中央省庁等改革に伴い、総務庁行政監察局が再編強化されて誕生した組織であり、各行政機関の業務の実施状況を調査し、合規性、適正性、効率性などの観点から業務運営上の問題点を明らかにして行政運営の改善を図る従来の「行政監察」を引き継いだ「行政評価・監視」、国民の行政に関する苦情や意見・要望の解決・実現の促進を図る「行政相談」といった、これまで総務庁行政監察局が実施していた業務に加え、新たに「政策評価」に関する業務を実施している。政策評価制度は、上記中央省庁等改革に伴い導入されたものであり、各府省が、自らその政策の効果を把握・分析し、評価を行うとともに、総務省行政評価局

務運営状況に対する調査のテーマを始め、行政評価局の3機能である①行政評価局調査、 ②政策評価の推進、③行政相談について当面の業務運営方針を定める「行政評価等プログ ラム」を毎年度策定(3月末~5月頃)しており、これに基づき、行政評価局調査を重点 的かつ計画的に実施している(図表5参照)。

行政評価局調査(年間10本程度実施)とは、行政評価局が、政策の担当府省とは異なる立場から、複数府省にまたがる政策や各府省の業務の実施状況について、出先機関を活用して全国的規模の実地調査をすることにより、政策効果や各府省の業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、政策や制度・業務運営の見直し、改善方策を提示するものであり、複数府省にまたがる政策を評価する「政策の評価」と、各府省の業務の実施状況を把握・分析する「行政評価・監視」がある。なお、政策評価には、総務省が行う政策の評価と、各府省が自ら所掌する政策の効果を測定・分析して評価を行う政策評価があり、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下「政策評価法」という。)第19条に基づき、総務省が毎年「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」を取りまとめ、国会に提出(5月後半~6月頃)している。

図表 5 「平成 29 年度行政評価等プログラム」のポイント

## 行政評価局の役割



- 行政評価局調査の実施
- (各府省の政策効果や業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、改善方策を関係大臣に勧告)
- 各府省の政策評価の推進

(政策評価に関する基本的事項の企画立案、各府省の政策評価の点検)

● 国民から直接、行政相談を受付

(国民の行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関等にあっせん・通知)

#### 「行政評価等プログラム」とは・・・

⇒ 各府省の政策の効果や業務運営状況に対する**調査のテーマを始め**、行政評価局の3機能である①**行政評価局調査、②政策評価の推進、③行政相談**について**当面の業務運営方針**を定めるもの

#### 行政評価局調查

- 29年度は**13本の新規調査**に着手。 課題に応じ、問題意識を絞った**コンパクトな調査**、緊急の事案 等を契機とした**臨時調査**を実施
- 調査の実施の検討に資するよう、全国ネットワークを活用した行政上の課題等の情報収集・整理分析を実施。 また、勧告の実施状況に関するフォローアップを実施

#### 政策評価の推進

- 学識経験者(政策評価審議会委員等)の知見をいかした政策評価の質の更なる向上
- 管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、**より実態を踏まえた点検**を実施

#### 行政相談

- 行政相談委員(民間有識者)との協働の推進、災害時における特別行政相談活動の実施
- 国際オンブズマン協会など、海外の苦情処理機関との知見の共有

(出所)総務省資料を基に一部筆者修正

が、政策評価に関する企画・立案等政策評価の推進業務と、評価専担組織としての政策の評価の実施という 2つの役割を担っている。

行政監視委員会では、こうした総務省が提出する「行政評価等プログラム」、「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」、「行政評価局調査」について、説明を聴取することとしており、例年、行政評価等プログラムの内容、政策評価の現状等、行政評価・監視活動実績の概要について、総務大臣から説明を、総務省行政評価局長から補足説明を聴取し、おおむね、総務大臣及び関係大臣を始めとした政府に対する質疑を行っている。

第156回国会(常会)では、政策評価の現状等、行政評価等プログラムの内容、行政評価・監視活動実績の概要について政府から説明を聴取し、質疑を行ったことに加え、政策評価等に関する現状を議題として3回に分け、①「容器包装のリサイクルの促進に関する政策評価」及び「地域輸入促進に関する政策評価」、②「リゾート地域の開発・整備に関する政策評価」及び「障害者の就業等に関する政策評価」、③「政府金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価」について、それぞれ政府から説明を聴取し、質疑を行った。これらの質疑を踏まえ、平成15年7月16日の行政監視委員会で、政策評価制度の充実・発展を図るための適切な措置を政府に求める「政策評価に関する決議」が行われ、同月18日に同趣旨の本会議決議が行われた。

また、第162回国会(常会)では、政策評価法施行後3年が経過し、政策評価制度の見直しの時期を迎えることを踏まえ、平成17年6月13日の行政監視委員会で、効果的・効率的な行政を推進するとともに、国民への説明責任を徹底するよう政府に求める「政策評価制度の見直しに関する決議」が行われ、同月22日に同趣旨の本会議決議が行われた。

さらに、第 189 回国会(常会)では、平成 17 年の政策評価法見直しから 10 年が経過するとともに、独立行政法人通則法の改正に伴い、政策評価と独立行政法人評価について、それぞれ独立した審議体制が発足<sup>8</sup>したほか、国際連合の評価グループなどが、平成 27 年を評価と証拠に基づく政策形成を提唱する「国際評価年」に指定したといった内外の情勢を踏まえ、平成 27 年 7月 6 日の行政監視委員会で、今後とも政策評価制度の実効性を高め、国民の行政への信頼向上を図るための適切な措置を政府に求める「政策評価制度に関する決議」が行われ、同月 8 日に同趣旨の本会議決議が行われた。

図表 6 行政監視委員会で行われた行政評価に関する事項についての決議一覧

委員会開会日	決議
平成 15 年 7 月 16 日	政策評価に関する決議 < 7月18日 本会議決議>
平成 17 年 6 月 13 日	政策評価制度の見直しに関する決議<6月22日 本会議決議>
平成27年7月6日	政策評価制度に関する決議 < 7月8日 本会議決議>

(出所) 筆者作成

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 平成27年4月より、総務省に設置されていた「政策評価・独立行政法人評価委員会」(行政評価局が行う政 策評価に関する重要事項等について調査審議するとともに、各府省の独立行政法人評価委員会が行う評価の 結果について当該委員会に意見表明等を行う)が廃止され、これに代わって、政策評価については「政策評 価審議会」が、独立行政法人評価については「独立行政法人評価委員会」がそれぞれ設置された。

## (3) 行政に対する苦情に関する事項

国民が国政に対する要望、苦情等を直接国会に述べることができる請願は、憲法第 16 条に定められた制度であり、国民の権利として保障されている。国会に提出される請願の多くは、法律の制定、改廃や政策に対する要望であるが、行政運営上の遅延、不適切、怠慢、不注意、能力不足などによって生じた不適正行政により具体的な権利・利益の侵害を受けたとして、その救済を求めることを内容とする請願については、「苦情請願」として行政監視委員会に付託され、審査されることになっており、請願処理の手続を活用して、内閣に救済を促すことができる(図表 7 参照)。

行政監視委員会には、苦情請願の審査を通じ、オンブズマン的苦情救済機能を発揮することが期待されている。しかしながら、苦情請願は他の請願と同様、議員の紹介が提出の際必要であることに加え、苦情請願として受理されるには、行われたとされる行政運営上の行為の内容及びそれによって受けたとされる権利・利益の侵害の内容が、ともに個別的かつ具体的であり、請願書に行政運営上の行為の是正による権利・利益の救済を求める旨の内容が明記されていることが求められる。そうした中、行政監視委員会において、これまでに苦情請願が付託され、審査が行われたのは、平成17年の第163回国会(特別会)における「松江市における交通事故死の疑いのある事案の明確な説明を求めることに関する請願」<sup>9</sup>の僅か1件にとどまっている。

同請願は、請願者の妹が交通事故と疑われる事案により死亡したにもかかわらず、警察当局が交通事故と認定しない理由につき、具体的かつ明確に説明を求めるものであり、平成17年10月24日の行政監視委員会において、紹介議員から趣旨説明を聴取した後、理事会協議のとおり、採択すべきものにして内閣に送付するを要するものと決定した。その後、同月26日の本会議において同請願は採択され、内閣に送付された10。

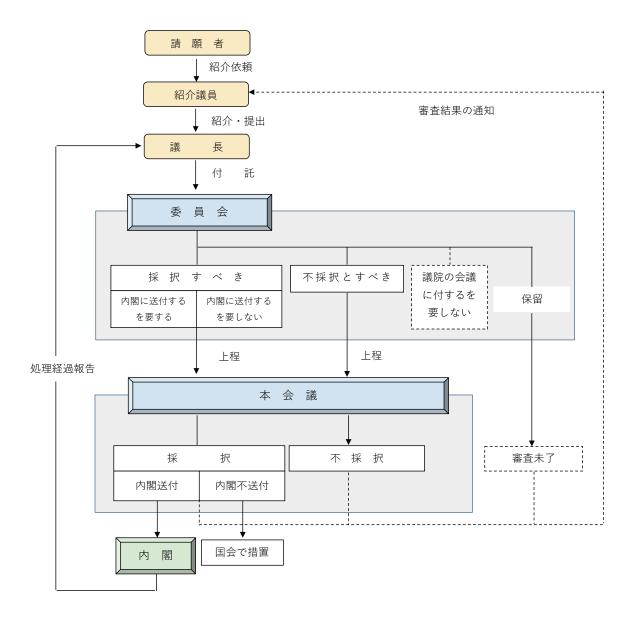
## 図表7 参議院に提出された請願の審査の流れ

請願は、議員の紹介により提出しなくてはならず、議院に請願が受理されると、議長は請願文書表<sup>11</sup>を作成し、適当な委員会に付託する。委員会では、付託された請願について審査を行い、採択すべき請願と不採択とすべき請願に、さらに採択すべき請願については、内閣に送付することが適当か否かをそれぞれ決定し、議長に報告する。これを受け、議長は当該請願を本会議に諮り、採決の結果、採択又は不採択が決定される。採択された請願のうち、内閣において措置することが適当とされた請願は内閣に送付され、内閣からは、毎年おおむね2回、当該請願の処理経過について参議院に報告される。

<sup>9</sup> 第 162 回国会にも提出されていたが、衆議院解散により審査未了となった。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> 内閣から参議院に報告された請願の処理経過(平成18年5月15日提出)では、政府(警察庁)が当該事案の捜査を行った島根県警察に対し、本請願を踏まえ適切に対応するよう求めたところ、平成18年1月25日、島根県警察は請願者等に対し、本事案を交通事故と認定しなかった理由について、具体的かつ詳細に説明を行ったとしている。

<sup>11</sup> 多岐にわたる請願の内容を簡明にまとめ、整理し、審査の便宜を図るため作成するもので、請願の趣旨、請願者の住所氏名、紹介議員の氏名及び受理の年月日が記載される。参議院では通常、毎週金曜日に全議員に配付。



(出所) 参議院ホームページより筆者作成

## 4. 参議院改革協議会での協議

行政監視委員会は、原則として月曜日の午後を定例日、水曜日を予備日とし、国務大臣の出席については、所管大臣に準ずるとしている総務大臣以外は、案件の審議に際し、必要に応じて出席を求めることになっている。しかしながら、国会日程上、毎年1月に召集される常会では、3月まで予算委員会における予算審査を優先して行い、4月からは、行政監視委員会と同様に月曜日を定例日とする決算委員会の決算審査を優先して行う等のため、日程を確保するのが難しい状況にある<sup>12</sup>。さらに、行政監視委員会は、案件に応じて、複数の大臣の出席要求が可能なため、大臣の出席を確保できるかも問題となる。

こうした状況を背景に、近年の行政監視委員会の開会回数が減少傾向にある中、平成29

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 多くの場合、参議院の第一種常任委員会の定例日は火曜日と木曜日、衆議院の常任委員会の定例日は水曜日 と金曜日になっている。

年2月10日の議院運営委員会において、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、伊達忠一議長の下に「参議院改革協議会」を設置することが決定され、協議が進められることとなった。

参議院改革協議会では、検討する項目について各会派から案が提示され、4月21日に複数の検討項目が選定された。その中で、まずは「行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化」をテーマにして協議することとなり、5月26日は「行政監視委員会の設置に至る経緯と活動の概要」について参議院事務局より、6月9日は「行政機関における行政評価等の概要」について総務省行政評価局より、7月7日は「外国議会における行政監視制度の概要」について国立国会図書館より、それぞれ説明を聴取した後、質疑を行った。さらに、10月6日には、参考人として出席した新潟大学の南島和久教授から意見を聴いた後、質疑を行った。そして11月15日現在、これまで聴取した関係機関からの説明や参考人の意見、各協議員の意見を踏まえ、各会派で意見の取りまとめが行われている。

## 5. おわりに

行政監視委員会は、参議院改革の一環として平成10年に設置され、参議院における行政 監視機能の充実・強化を図るべく活動を開始した。20年間の活動を通して、政府に改善を 求める委員会決議を行うなど、一定の成果を上げてきており、参議院の行政監視機能の実 効性を高めるため、今後も充実した活動を進めることが期待されよう。その一方、近年は 開会回数が減少傾向にあり、行政監視委員会に求められる機能・役割を発揮するためには、 行政監視委員会の運営に際し、より一層の工夫が必要であることに加え、国会日程全体の 中で、行政監視委員会の活動日程をいかに確保するかが重要であろう。

現在、参議院改革協議会において行政監視機能の強化に向けた協議が進められており、いかに実効性ある方策を打ち出せるか注目される。

#### 【参考文献】

郡山芳一「衆議院決算行政監視委員会設置と行政監視機能の強化」『議会政治研究』No. 46 (平 10. 6)

佐伯祐子「参議院行政監視委員会・設置経緯とその活動」『議会政治研究』No. 51 (平 11. 9) 大山礼子『国会学入門』(三省堂、平成 15 年)

藤本雅「参議院行政監視委員会 10 年間の活動実績と課題」『立法と調査』No. 276 (平 20. 1)

(あんどう のりゆき)